

障害年金を受給する ひとり親家庭へ

児童扶養手当法の改正に伴い、障害年金を受給しているひとり親家庭であっても児童扶養手当を受給できる場合があります。

対 児童扶養手当の支給要件を満たしており、障害年金を受給しているひとり親
※障害年金の子の加算部分の額が手当額を上回る場合は対象外

申問 電話(02・1061)またはEメール(kusjinh@city.kariya.aichi.jp)に連絡の上、直接、子育て推進課へ。
※令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給可

※既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人は、申請不要

子は宝フェスVOL.2

キャリアや夢ファンド補助金採択事業

◆親子メンタルワークショッ
プマジカルスクール

時 3月29日(月) 13時〜17時
対 NPO法人親子メンタル
小学生以上の子と保護者
親子50組
定 2千円(19歳以下千円)
¥ ※未就学児無料

他 見学可(申込必要)

◆森源太ライブ

時 3月29日(月) 18時30分〜
¥ 2千円(高校生以下無料)



◆各種イベント

時 3月30日(火) 10時〜15時30分

内 子ども探検ゲーム、フリーマーケット、占い、ボディセラピー、和菓子・弁当販売ほか



【共通】

場 産業振興センターあいおいホール

申問 3月3日(水)から28日(日)までに、電話(090・4446・3504)で子は宝プロジェクトへ。

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定のための高齢者等実態調査より

介護保険サービスを利用するまでの流れ

「今後、仮にあなたに介護が必要になった場合、どのようにしたいですか」と聞いたところ、「自宅で訪問介護や通所介護などを活用しながら生活したい」という回答が65歳以上の一般高齢者で44.7% (1,791人中) と最も高くなっています。そこで、今回は介護保険の在宅サービスを利用するまでの流れを説明します。

自分に介護が必要になった場合の暮らしの意向

一般高齢者 (1,791人中)	12.9	44.7	20.0	19.1	3.3
					(%)
■自宅家族などを中心に介護してほしい					
■自宅で訪問介護や通所介護などを活用しながら生活したい					
■老人ホームなどに入所したい					
□分からない					
□不明・無回答					

介護保険の在宅サービスを利用するまでの流れ

① 申請	長寿課窓口で申請		
② 訪問調査など	認定調査員による訪問調査と市から主治医へ意見書の作成依頼		
③ 審査・判定	訪問調査などの情報をもとに、審査会で審査		
④ 認定・通知	文書で認定結果を通知		
⑤ ケアプラン作成	【要支援・要介護区分】	【相談先】	【相談内容】
	要支援 1・2	お住まいの地区の 地域包括支援センター	担当職員が利用者の希望や 心身の状態にあった ケアプランの作成
	要介護1～5	居宅介護支援事業所	
⑥ サービス利用	ケアプランに基づき、訪問介護や通所介護などを利用開始		

※40歳から64歳までの第2号被保険者は、特定疾病が原因で介護が必要になった場合、介護認定を受けることができます。

※施設入所を希望する場合は、直接施設へお問い合わせください。

※要介護(要支援)認定を受けていない人も利用できる「介護予防・日常生活支援サービス」があります。

問 長寿課(☎62-1013)

福祉・介護